第 1 章 指針改定の趣旨

本県では、2003 年(平成 15 年)3月に策定し、社会情勢の変化等を踏まえ、2008年(平成 20 年)及び2013年(平成 25 年)に改定した「岐阜県人権施策推進指針」に基づき、「一人ひとりの人権が尊重される社会」を目指して、「よく生き合う*力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進等を重点として位置づけ、総合的かつ効果的に施策を推進してきました。

しかしながら、私たちの周りでは、学校等におけるいじめ、性的指向*及び性自認*を理由とする偏見と差別、長時間労働と職場におけるハラスメント*、インターネット、特にスマートフォンの急速な普及に伴う個人情報の流出や匿名性を悪用した書き込み等、新たな人権問題が生じてきています。

また、2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災を経験し、災害時に顕在化する女性、高齢者、障がい者、外国人等災害弱者に対する人権侵害や被災者に対するいまだに続く誹謗・中傷等のいじめも問題になっております。

国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ*解消法」という。)及び「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。)が施行されました。

この度の改定は、こうした社会情勢の変化やこれまでの取り組みを踏まえ、現在の指針を継承・発展させて、新たな人権課題に対応するため、2018年度(平成30年度)からの岐阜県の目指すべき人権施策のあり方について方向性を示すものです。